

(設置)

第 1 条 自動車を利用する者の利便に資するため、香芝市自動車駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
近鉄五位堂駅北自動車駐車場	香芝市瓦口2159番地

(入出場時間及び休場日)

第 3 条 自動車を駐車場に入場させ、又は駐車場から出場させることのできる時間及び駐車場の休場日は、規則で定める。

(令 2 条例38・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 4 条 市長は、駐車場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者([地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の 2 第 3 項](#))に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に駐車場の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場の利用の許可等に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) [前 2 号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第 5 条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、駐車場の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、[前項](#)の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、駐車場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第 6 条 市長は、[前条第 3 項](#)の規定により指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

(駐車できる自動車の種類)

第 7 条 駐車場に駐車することができる自動車の種類は、[道路交通法施行規則\(昭和35年総理府令第60号\)第 2 条の表](#)に規定する普通自動車とする。

(利用の許可)

第 8 条 駐車場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、駐車場の収容能力を超えるとときその他駐車場の管理上支障があると認めるときは、駐車場の利用を許可しない。

(使用料)

第 9 条 駐車場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、[別表](#)に定める使用料を納付しなければならない。

2 指定管理者は、市長が公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を徴収しない。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(立入りの制限)

第11条 駐車場には、駐車する自動車の運転者、同乗者その他指定管理者が定める者以外の者は、立ち入ることができない。

(行為の禁止)

第12条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設等又は他の自動車を破損し、又は汚損すること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 指定された場所以外に自動車を駐車すること。
- (4) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他汚物を捨てること。
- (5) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

第13条 利用者は、駐車場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、これを減額又は免除することができる。

(駐車場における損害の責任)

第14条 駐車場に駐車する自動車の損傷又は盗難については、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(守秘義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職務を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第38号)

この条例中第3条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は令和3年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

(令2条例38・全改)

駐車場の区分	利用区分	使用料
近鉄五位堂駅北自動車 駐車場	月ぎめ利用	1月につき10,000円
	一時利用	1時間までごとに100円。ただし、その合計額が700円を超えるときは、駐車時間が24時間以内の場合は700円、駐車時間が24時間を超える場合は700円に24時間を超える24時間までごとに700円(1時間までごとに100円を加えた額が700円に満たないときは、その額)を加えた額